

■ 叢書発刊事業の体制

■ 総務部総務課文書・統計担当
【事務局】

【叢書発刊編集委員会】

<委員構成>

- ・ 田岡克介（前市長）
- ・ 石橋孝夫（前市誌資料発刊アドバイザー）
- ・ 村山耀一（市郷土研究会会長）
- ・ 志賀健司（市教委職員）

<委員会が担う業務>

- ・ 叢書の編集方針
- ・ テーマ選定に係る調査、収集、分析及び研究 発刊体裁
- ・ 執筆や校正
- ・ その他編集に関すること

必要に応じ、臨時委員・アドバイザー・相談役を設置

石狩市要綱第113号

石狩市叢書発刊編集委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年8月17日

石狩市長 加 藤 龍 幸

石狩市叢書発刊編集委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の自然、文化、歴史、芸術その他の分野を広く後世に広めることを目的とした「叢書」の発刊を円滑かつ効率的に推進するため、石狩市叢書発刊編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 叢書の編集方針に関すること。
- (2) 叢書のテーマ選定に係る調査、収集、分析及び研究に関すること。
- (3) 執筆及び校正に関すること。
- (4) その他編集に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、郷土研究会の構成員その他の市の歴史、文化、芸術などの叢書編集に関する見識を有する者のうちから市長が委嘱した5名以内をもって組織する。

2 委員会には、相談役及びアドバイザーを置くことができる。

3 委員会には、会議内容に応じ、臨時の委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(報酬)

第6条 委員会の委員及び臨時委員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1回につき6,900円
- (2) 上記以外の委員 1回につき6,100円

2 前項の規定にかかわらず、委員及び臨時委員は、報酬の支払を辞退することができる。

(旅費)

第7条 委員への旅費は、委員会の出席があった場合に石狩市職員等の旅費及び出張に伴う諸手続きの運用基準（平成15年基準第3号）の規定に準じ支給する。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び臨時委員は、旅費の支払を辞退することができる。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、総務部総務課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。